

二級水系 白岩川・上市川及び中川流域治水プロジェクト協議会

令和7年1月29日(水)14:00～
立山土木事務所 3階会議室

次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 流域治水プロジェクトの概要等
4. 流域治水プロジェクト更新(案)について
5. 意見交換等
6. 閉会

配布資料

- 資料ー1 最近の流域治水の話題
- 資料ー2 流域治水プロジェクト協議会規約
- 資料ー3 白岩川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料ー4 上市川水系流域治水プロジェクト更新(案)
- 資料ー5 中川水系流域治水プロジェクト更新(案)

白岩川・上市川及び中川流域治水プロジェクト協議会

出席者名簿

(1月29日(水))

機 関 名	所 属	役 職	氏 名
富山市	河川整備課		
〃	〃		
滑川市	建設課		
〃	〃		
上市町	建設課		
立山町	建設課		
舟橋村	生活環境課		
富山県	新川農林振興センター		
〃	富山農林振興センター		
〃	新川土木センター		
〃	立山土木事務所		
〃	〃		
〃	〃		
〃	白岩川ダム管理事務所		
〃	農村整備課		
〃	森林政策課		
〃	砂防課		
〃	都市計画課		
〃	〃		
〃	建築住宅課		
〃	河川課(事務局)		
〃	〃		
〃	〃		
(国研)森林整備センター	富山水源林整備事務所		
中部森林管理局	富山森林管理署		
北陸農政局	農村振興部		
富山地方気象台			
あいの風とやま鉄道(株)	運輸部施設課		
NPO 法人富山県防災士会			
富山市自治振興連絡協議会			
滑川市自治会連合会			
上市町区長協議会			
立山町区長会			

資料 1 最近の流域治水の話題

「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模(例えば、1/10,1/30など)の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策イメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

[国・市、企業、住民]

雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留

[国・県・市・利水者]

治水ダム建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]

土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]

河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫

[国・市、企業、住民]

土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供

金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市]

二線堤の整備、
自然堤防の保全



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

[国・県]

水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市]

長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

[企業、住民]

工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民]

不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業]

官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等]

排水門等の整備、排水強化

水管理・国土保全行政に関する最近の話題

令和6年11月

国土交通省

水管理・国土保全局

2. 令和6年に発生した主な災害と国土強靱化の効果

令和6年に発生した主な災害

- 令和6年は、令和6年能登半島地震・豪雨や台風第10号、梅雨前線の影響による大雨等の自然災害が発生し、全国各地で河川の氾濫及び内水等による浸水被害、土砂災害等による被害等が発生。
- 8月8日には宮崎県日向灘沖で地震が発生し、気象庁は初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表。

令和6年能登半島地震



せんまい けいせい 国道249号道の駅千枚田付近の被害（石川県輪島市）

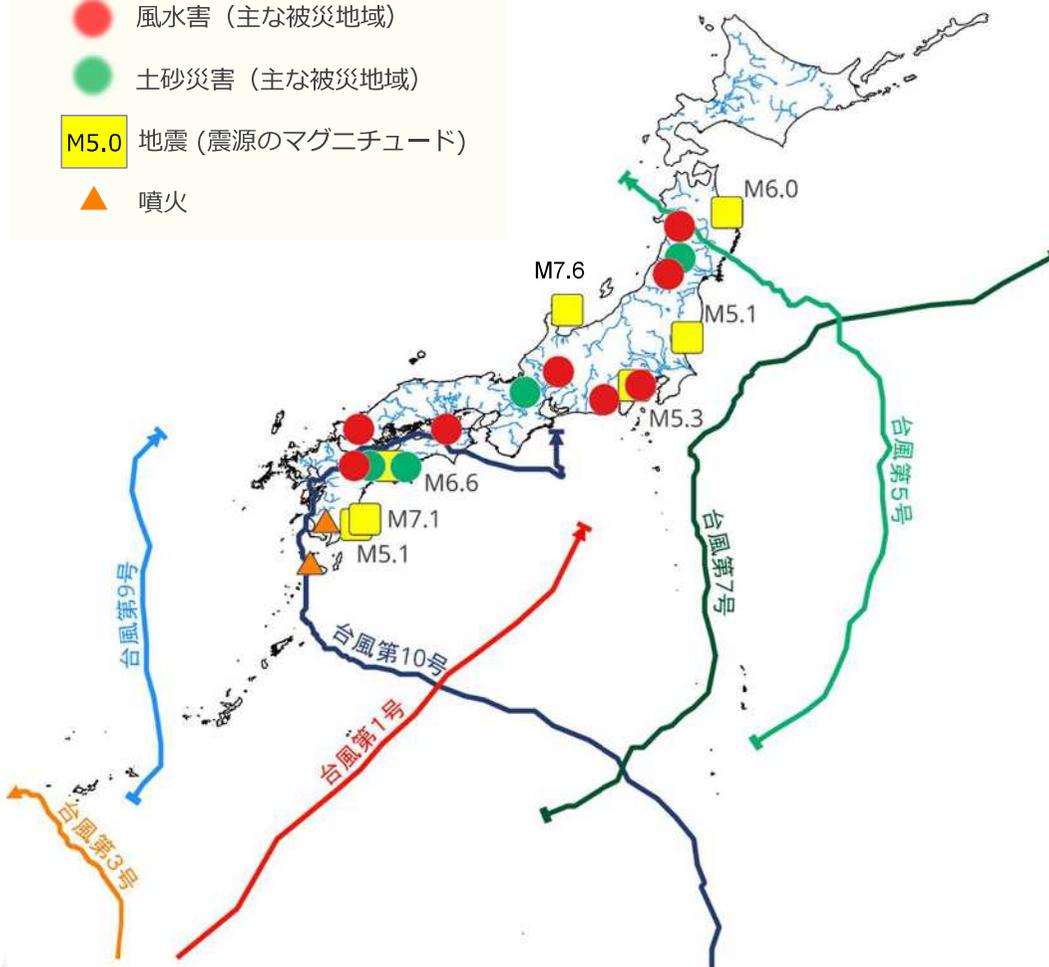
9月20日からの大雨



かわらだの 河原田川水系河原田川の浸水状況（石川県輪島市）

【凡例】

- 風水害（主な被災地域）
- 土砂災害（主な被災地域）
- M5.0 地震（震源のマグニチュード）
- ▲ 噴火



7月25日からの大雨



もがみがわ 最上川水系最上川の浸水状況（山形県戸沢村）

台風第10号



くしだがわ 柳田川水系佐奈川の浸水状況（三重県多気町）

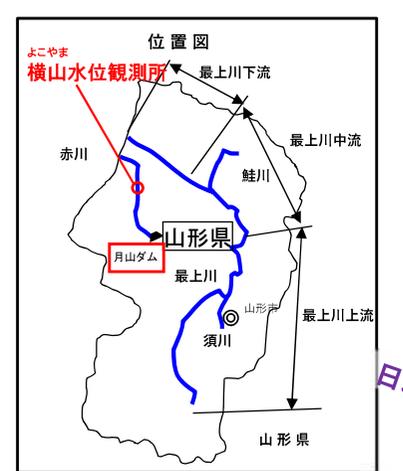
宮崎県日向灘を震源とする地震



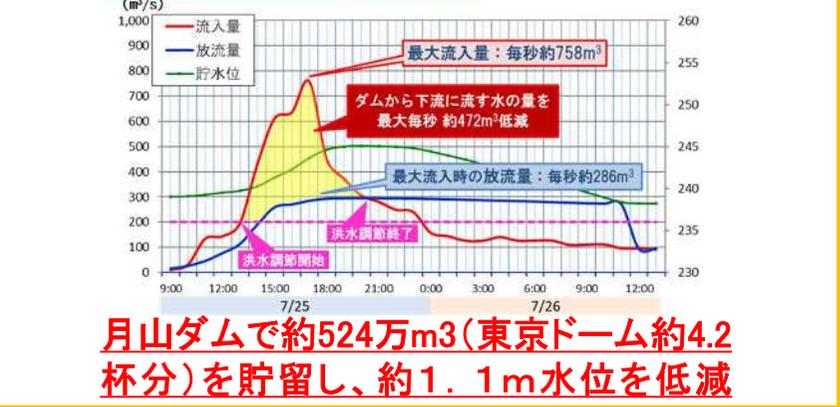
ひろつがわ 広渡川水系広渡川の堤防天端の亀裂（宮崎県日向市）

- 令和6年7月25日からの前線の影響により、秋田県と山形県を中心に記録的な大雨となり、赤川流域での総雨量が多いところでは、285mm(2日間で平年7月降雨量の約9割)を記録。
- 赤川では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などにより、河道掘削を集中的に実施。
- 今次出水では、河道掘削により約90cm水位を低減させ、月山ダムの洪水調節効果も合わせると約2m水位を低減。これらの効果が無かった場合、HWLを超過していたと想定され、いつ堤防が決壊してもおかしくない状況であった。
- 仮に堤防が決壊していた場合には最大で約3900戸^{*}に及ぶ浸水被害が生じた可能性があり、引き続き河川整備が必要。 ※L1規模洪水の場合

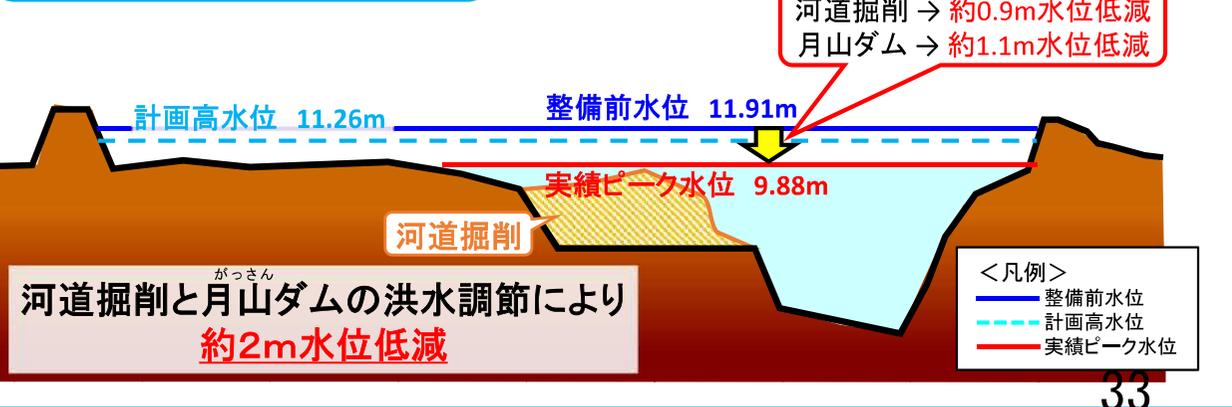
河川整備実施箇所位置図



ダムによる洪水調節(月山ダム)



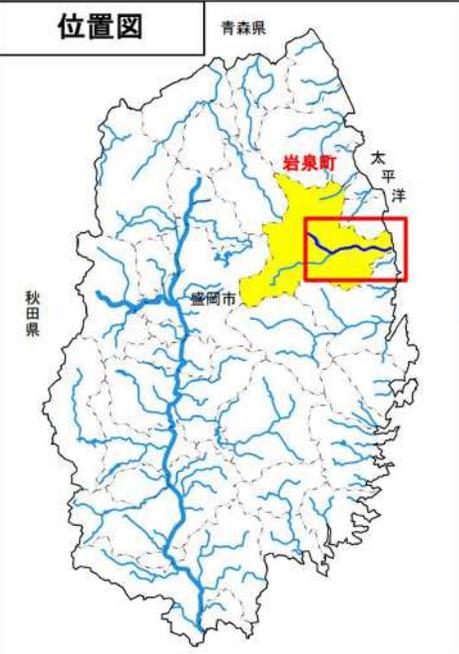
水位低減効果(横山水位観測所)



※本資料の数値は速報値のため、今後の精査等により変更となる場合があります。

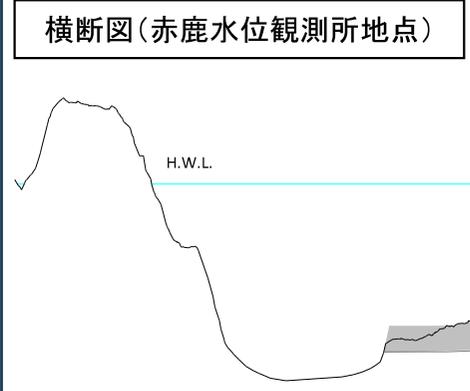
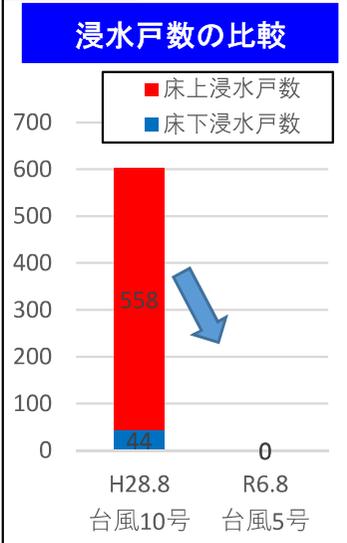
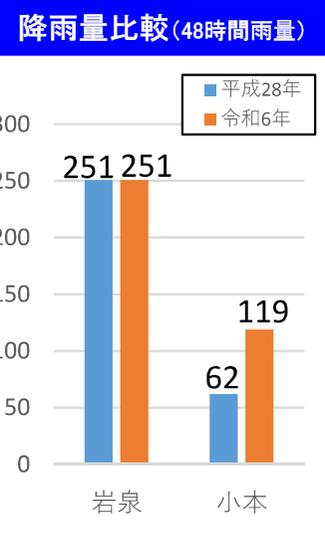
令和6年台風第5号の大雨における治水対策の効果(岩手県小本川水系小本川)

- 岩手県岩泉町の小本川では、平成28年8月の台風10号で広く溢水が発生し、岩泉町では高齢者福祉施設の入所者9名を含む19名の人命が失われ、2名が行方不明となった。また、小本川沿川では床上558戸、床下44戸の家屋等が浸水した。
- この出水を踏まえ、河川激甚災害対策特別緊急事業を活用し、緊急的かつ集中的に河道掘削や築堤等の治水対策の推進を図り、令和4年度に完了した。
- 今次出水（令和6年8月11日～13日）は平成28年の降雨と同等の総雨量であったが、治水対策の進捗により河川氾濫による家屋等の浸水被害を解消した。



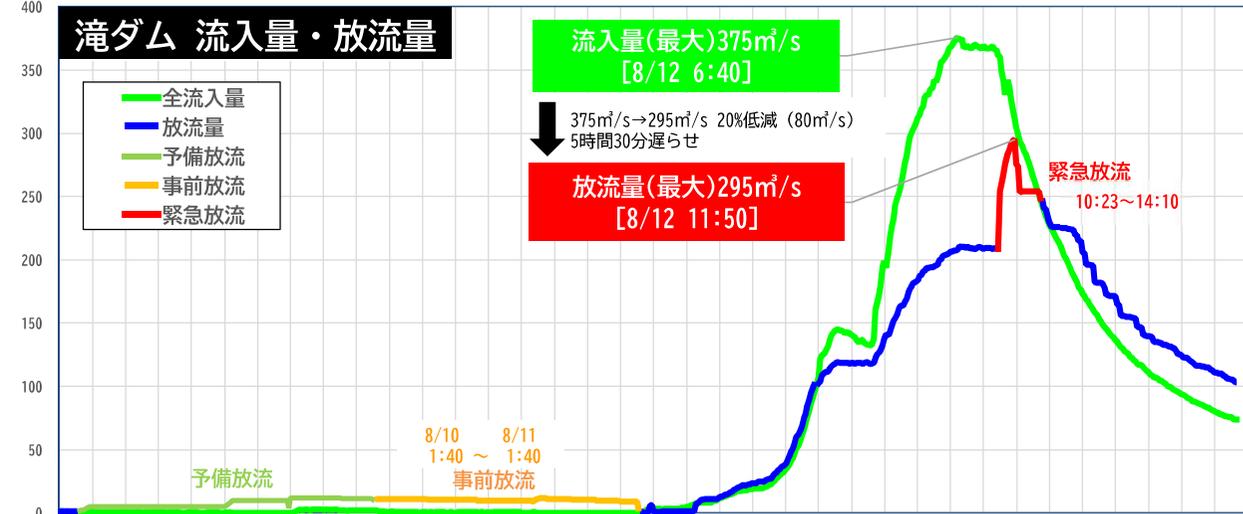
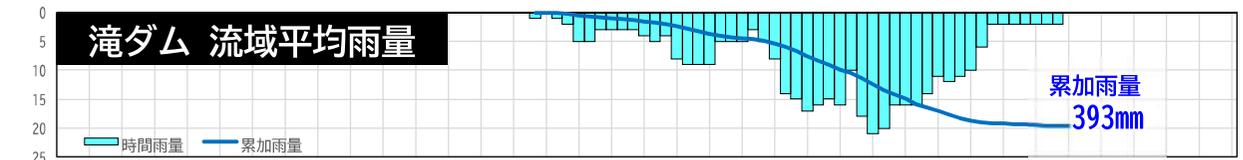
平成28年台風10号の出水状況

令和6年台風5号の出水状況

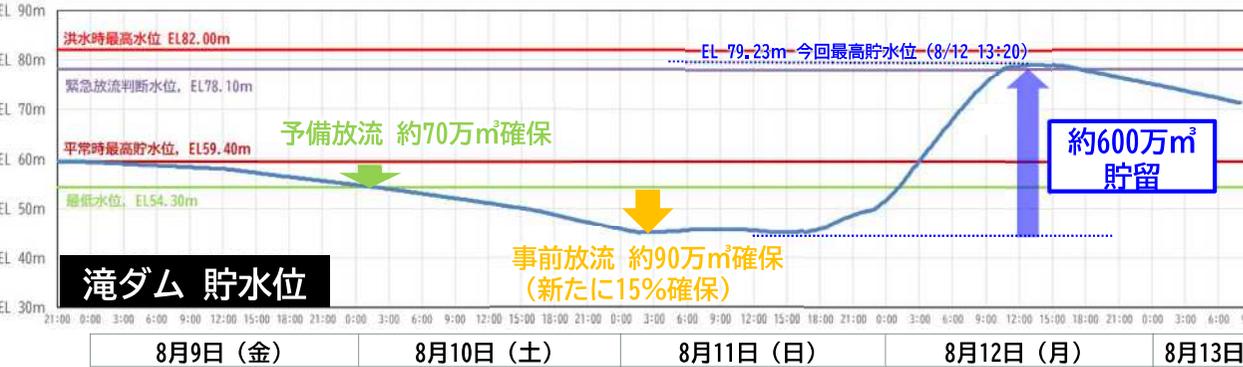


たき くじがわ おさないがわ
滝ダム(久慈川水系長内川)における洪水調節による治水効果 (令和6年8月台風第5号)

- 二級水系久慈川水系の長内川で岩手県が管理する滝ダムでは、通常の洪水調節容量600万 m^3 に加え、台風第5号に備えた事前放流により、約90万 m^3 の容量を追加確保し、洪水調節を実施。
- 計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、河川流量を約20%低減(約80 m^3/s)することで、下流の新街橋地点で約30cmの水位低減効果があったと推定。滝ダムにより氾濫発生を防止。
- また、ピーク水位の発生時刻を約5時間遅らせ、水防活動や避難行動に要する時間を確保。



長内川 新街橋地点の水位低減効果



※数値等は速報値ですので、今後の精査等により変更する場合があります。

3. 国土強靱化に関する動向

国土強靱化の着実な推進について（抄）

令和6年7月30日

国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議

3. 実施中期計画の策定に向けた取組

- 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、「引き続き、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に取り掛かる」こととされている。
- このため、本方針を踏まえ、実施中期計画の策定作業として、まずは必要な評価作業の内容を整理し、取り掛かる。

- 「国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方」では、5か年加速化対策の評価を実施した上で、国土強靱化実施中期計画を策定する旨を記載。
- これを受け、国土強靱化年次計画2024では、施策別評価シートを作成し、インプット・アウトプット・アウトカムの把握について、補足指標を設定する等の取組を推進。引き続き、指標の改善を図るなど、取組を進める必要。
- 実施中期計画の策定に向けては、これらの取組に加え、施策横断的なKPIや地域別KPIの検討や、将来を見据えた施策の重点化の在り方について検討し、時代とともに変化する国土強靱化の在り方を追求することが必要。

対策ごとの個別評価

○123対策（161施策）の施策別評価シートによる評価

【年次計画2024における施策別評価シート（例）】

【1-1】流域治水対策（河川）【国土交通省】（1/4）

1. 施策概要

2. 予算の状況(加速化・深化分)

年度	計	国	道	府県	市町村	国庫
令和6年度	48,721	24,273	22,612	1,836	0	1,000
令和7年度	49,307	24,355	22,676	1,876	0	1,000

3. 重要業績評価指標(KPI)等の状況

指標	単位	目標値	実績値					達成率
			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
① 100年規模洪水等による被害の軽減	%	90%	85%	88%	90%	92%	90%	
② 100年規模洪水等による被害の軽減	%	90%	85%	88%	90%	92%	90%	

4. KPIの定義・対策との関係性、対策以外の要素の影響

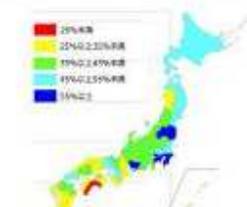
5. 地域別実態等

活用

施策間連携の強化に向けた横断的な検討

○個別評価では評価できない「施策間連携」の観点から検討

各種計画変更・事例分析等に基づく課題設定、
データに基づく全国傾向の分析



水道基幹管路の耐震適合率

評価の視点の設定

施策群としてKPI・補足指標による進捗確認



※必要に応じて地域別指標の確認
や事例分析を実施

ハード整備・ソフト施策の組合せ等を議論

施策ごとに設定したKPI・補足指標による進捗確認

5. 特定都市河川について

全国初の貯留機能保全区域指定 ～流域治水の加速化・深化～

- 大和川流域は、放射状に広がる156の支川が集中して奈良盆地で合流するため河川の水位が急上昇しやすく、内水氾濫などによる度重なる浸水被害が発生しており、昭和60年から流域全体で治水対策を推進。
- この度、令和3年に整備された流域治水関連法により創設された制度の1つである「貯留機能保全区域」について、土地所有者の同意を得て、**大和川流域内の奈良県川西町及び田原本町において令和6年7月30日に全国で初めて奈良県が指定**。
- 貯留機能保全区域の指定により、その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為（盛土等）に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、流域の貯留機能を将来にわたり可能な限り保全。



田原本町において指定した貯留機能保全区域



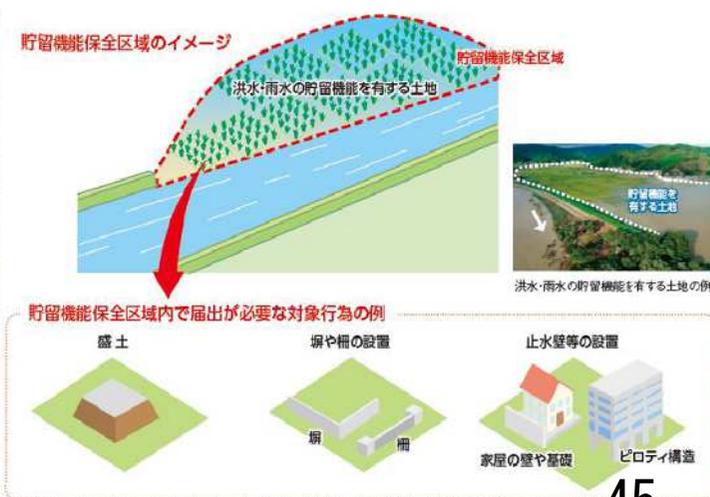
令和6年7月30日(火)に開催された奈良県知事定例会見



貯留機能保全区域の標識及び石碑



川西町において指定した貯留機能保全区域



貯留機能保全区域のイメージ

資料 2 流域治水プロジェクト協議会規約

白岩川・上市川及び中川流域治水プロジェクト協議会

規 約

(設置)

第1条 「白岩川・上市川及び中川流域治水プロジェクト協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、白岩川・上市川及び中川流域において国、県及び市町村等のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水プロジェクト」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和3年7月29日から施行する。

改 正 令和5年2月14日

改 正 令和6年1月31日

別表 1

構 成 員	備 考
富山市 建設部 河川整備課長	
滑川市 建設部 建設課長	
上市町 建設課長	
立山町 建設課長	
舟橋村 生活環境課長	
富山県新川農林振興センター 管理検査課長	
富山県富山農林振興センター 管理検査課長	
富山県新川土木センター 次長	
富山県富山土木センター立山土木事務所 所長代理	
富山県 農林水産部 農村整備課 主幹	
富山県 農林水産部 森林政策課 主幹	
富山県 土木部 砂防課 主幹	
富山県 土木部 都市計画課 主幹	
富山県 土木部 建築住宅課 主幹	
富山県 土木部 河川課 主幹	事務局
富山森林管理署 署長	
森林整備センター富山水源林整備事務所 所長	
NPO法人富山県防災士会	オブザーバー
北陸農政局 地方参事官	オブザーバー
富山地方気象台 防災管理官	オブザーバー
あいの風とやま鉄道(株)	オブザーバー
富山市自治振興連絡協議会 会長	オブザーバー
滑川市自治会連合会 会長	オブザーバー
舟橋村自治会連合会 会長	オブザーバー
上市町区長協議会 会長	オブザーバー
立山町区長会 会長	オブザーバー